

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成20年11月28日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	平 野 龍 司 議員
3番	山 田 英 明 議員	4番	近 藤 郁 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	三 浦 桂 司 議員
7番	石 橋 敏 明 議員	8番	平 野 敬 祐 議員
9番	安 井 明 議員	10番	杉 浦 光 男 議員
11番	一 色 美 智 子 議員	12番	松 山 廣 見 議員
13番	前 山 美 恵 子 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	堀 田 勝 司 議員
17番	坂 下 勝 保 議員	18番	矢 野 清 實 議員
19番	月 岡 修 一 議員	20番	石 川 清 康 議員
21番	村 山 金 敏 議員	22番	伊 藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	竹 原 寿 美 雄 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	山 崎 力 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教育部長	野 田 誠 君	市民部次長	柴 田 二 三 夫 君
		兼環境課長	
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳 代 志 君

兼高齢者福祉課長

経済建設部次長 前野宏光君

企画政策課長 横山孝三君

代表監査委員 古橋洋一君

兼保険年金課長

経済建設部次長 三冶金行君

兼都市計画課長

総務課長 荒川恭一君

監査委員事務局長 高橋芳行君

5. 議事日程

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 諸報告

(4) 報告第 11 号 専決処分事項の報告について(工事請負変更契約の専決処分)

報告第 12 号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)

(5) 議案上程・提案説明

議案第 64 号 豊明市安心と安全な防犯まちづくり条例の制定について

議案第 65 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

議案第 66 号 豊明市税条例等の一部改正について

議案第 67 号 豊明市都市計画税条例の一部改正について

議案第 68 号 豊明市母子家庭等医療費助成条例の一部改正について

議案第 69 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 70 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第 71 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 72 号 豊明市介護保険条例の一部改正について

議案第 73 号 東部知多衛生組合理約の一部改正について

議案第 74 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について

議案第 75 号 平成 20 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい
て

議案第 76 号 平成 20 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第 77 号 平成 20 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1
号)について

議案第 78 号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第 79 号 平成 20 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ
いて

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 報告第 11 号及び報告第 12 号
- (5) 議案上程・提案説明
議案第 64 号から議案第 79 号まで
- (6) 請願第3号 介護職員の人材確保の意見書採択を求める請願
請願第4号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願
請願第5号 中部地方整備局の事務所・出張所の存続と地方分権改革推進委員会の第2次勧告に向けて地方分権改革に係る慎重な審議を求める請願
- (7) 議員派遣の件

午前10時開会

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 20 年第4回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 20 年豊明市議会第4回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名をいただきましたので、第4回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆さんもご承知のとおりでございますが、アメリカ発の金融危機がもたらした景気の悪化と市場の混乱、そういうものが景気の後退期に入ってきました日本の経済に大きな影響を与えているわけであります。

具体的には、戦後最長の景気を支えてまいりました日本の経済の強みというものが、まさにそのまま、この状況に弱みに転じてしまうというような状況が鮮明になってきており、これまでの景気の後退期を導いてまいりました設備投資の減少とか、設備の稼働率の低下、円高、あるいは雇用不安等、輸出業績に急激な悪化を与えて、これからも引き続いて外需

頼みの景気回復は大変厳しくなるというように思われ、抜本的な改革が要請されるところであります。

また一方、生活の面におきましては、GDPの半分を占める個人消費は、統計をとり始めた1982年以来、最も冷え込んでいると言われております。

企業の9月の中間決算は、大幅な経常減益となりました。

したがって、政府の本年度の一般会計税収は、当初の見込みであります53兆5,000億から約6兆円以上下回るのではないかと予測をされ、大変厳しい状況となっております。

また、事ほどさように当市におきましても、来年度の税収は4億円程度の減収が見込まれるようでございます。21年度予算の編成に大きな影響と危惧をされることになりそうであります。既存の制度、政策、事業等の総点検を行い、この緊急事態に対処をしていく必要があるのではと思っております。ぜひ議員各位のご理解、ご協力をお願いするところでございます。

さて、本定例会にご提案をさせていただきます案件は、補正予算を始め18案件でございます。いずれも必須の重要案件でございます。ぜひ十分ご議論をいただきまして、全案件ともお認めをいただきますようお願いを申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

石川清康議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(石川清康議員)

皆さんおはようございます。

議会運営委員会の審議結果についてご報告申し上げます。

今期定例会の運営について、去る11月25日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみをご報告いたします。

初めに、本定例会の会議日程につきましては、お手元に配付されておりますとおり、本日から12月19日までの22日間とし、一般質問につきましては、10名の議員から通告がありましたので、12月2日及び12月3日の2日間を質問日に充て、それぞれ5名ずつの質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。議案第64号から議案第79号までの16議案は、所管の各常任委員会に付託することといたしました。

続いて、陳情につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第7号は経済建設常任委員会に、陳情第8号は総務文教常任委員会にそれぞれ付託することといたしました。

さらに、お手元に配付されております請願第3号から請願第5号の3件の請願につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することとし、趣旨説明の後、請願第3号及び請願第4号は厚生常任委員会に、請願第5号は経済建設常任委員会に付託することといたしました。

なお、お手元に配付されております議員派遣の件につきましては、本日の予定議事の終了後、日程に追加することといたしました。

最後に、討論につきましては、通告期限が12月18日の正午でありますので、お間違えのないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、9番 安井 明議員と12番 松山廣見議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間と決定いたしました。

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.8 ○代表監査委員(古橋洋一君)

おはようございます。

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第 235 条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 20 年7月から同年9月の各月末日現在の出納保管の状況を平成 20 年8月 27 日、9月 30 日、10 月 27 日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をしたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されているものと認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第1項、第2項及び第4項の規定により、定例監査等を、同条7項の規定により財政援助団体監査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、財政援助団体監査といたしまして、豊明市社会福祉協議会及び豊明市職員互助会を9月に、そして定例監査といたしまして、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、児童福祉課及び学校教育課を 10 月に監査をしたものでございます。

これらの監査の結果につきましては、9月に実施した豊明市社会福祉協議会においては、全自動血圧計購入において、物品購入伺書と契約伺書が同時に作成され、決裁も同時にとられているように見受けられたので、今後はそれぞれの事務手続を適正にとるようになされたい。また、請書に日付が記載されていなかったため、今後は留意されたいという件。

豊明市職員互助会においては、年度の異なる支出について、同一の支出命令書で処理されているものが見受けられたので、支出命令書は年度ごとに作成し、支出年度を明確に区分されるよう留意されたいという件でございます。

さらに、10月に実施した児童福祉課においては、駐車場整備工事において、完了届の受付及び決裁がとられていないものが見受けられたので、適正に処理されたい件。

学校教育課においては、放送設備保守委託契約において、予算執行伺書の決裁日及び入札結果表の記載に誤りが見受けられたので、留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正に処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がされているものと認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.9 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第7号は経済建設常任委員会に、陳情第8号は総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、去る第2回定例会において議決されました平成20年度全国市議会議長会豪州・ニュージーランド都市行政調査団への議員の派遣については、お手元に配付をいたしましたとおり終了したことを報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、報告第11号及び報告第12号を一括議題といたします。

初めに、報告第11号について理事者より報告を求めます。

野田教育部長。

No.10 ○教育部長(野田 誠君)

それでは、報告第11号 専決処分事項の報告につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負変更契約を別添のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

1枚おめくりください。

専決第8号 工事請負変更契約の専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負変更契約を専決する。

平成20年10月20日専決。

変更した項目につきましてご説明をさせていただきます。

記の4、請負契約金額。変更前3億6,837万7,800円を、変更後3億7,038万9,600円に変更するものでございます。変更増額は201万1,800円で、およそ0.5%の変更でございました。

続いて、変更の概要につきまして、増減となった主なものにつきましてそれぞれご説明させていただきます。

まず、増額となったものの一つは、埋め戻しの準備中に、土中に埋設されていたコンクリート製工作物、擁壁みたいなものですが、を発見し、それを取り壊し、撤去処分としたことによる増。

2点目には、学校要望により、消火器を廊下据え置きから壁埋め込みボックス式に変更したことによる増でございます。

一方、減額の主なものでございますが、1つ目といたしまして、屋上雨水の排水の縦どい

は、標準設計では養生管を設けることになっておりますが、改めて車両の接近等について確認いたしましたところ、通常では接近することはないと判断させていただいたことによる減でございます。

2点目には、屋内運動場東南角、旧瀬戸大府線沿いの角の位置に新しく外灯ポールを設置する予定でしたが、敷地が狭いなどから、屋内運動場外壁にブラケット式の外灯に変更したことによる減額でございます。

以上で終わります。

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、報告第12号について理事者より報告を求めます。

竹原市民部長。

No.12 ○市民部長(竹原寿美雄君)

報告第12号 専決処分事項の報告について。

本件につきましては、資料を配付させていただいておりますので、参考にごらんをいただきたいと思っております。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおりに専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。

専決第9号でございます。損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

記といたしまして、損害賠償の額は10万5,777円でございます。

原因は、車両相互の物損事故でございます。

事故の原因についてご説明を申し上げます。

事故の発生は、平成20年10月18日土曜日午後3時50分ごろでございます。

事故の発生場所は、西川町笹原地内、福祉体育館駐車場内にあります。

事故の概要は、当日、第1回農業・環境講座を福祉体育館会議室において開催するに当たり職員が出勤し、講座が終了しましたあと、使用しました機材を公用車に積み込み、一たん駐車させようとバックさせたところ、隣に駐車しておりました相手方車両の左後方部と当方の左後方部が接触し、相手方車両の左後方部に損傷を与えたものでございます。

過失割合は、本市が100%であります。

事故後には、車両を後退させる際の安全確認を徹底するよう指示をいたしました。

今後は、こうした事故が起こらないよう万全を期し、注意を払って業務に当たっていきたいと思っております。大変ご迷惑をおかけして申しわけございませんでした。

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.14 ○7番(石橋敏明議員)

報告第 11 号について詳細な内容の説明を求めます。

No.15 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.16 ○教育部長(野田 誠君)

今回のこの件につきましては、変更事項は全部で 20 件。うち、金額の変更のあったものは 19 件。うち増額部分につきましては、設計金額相当額、概算ということでご了承ください、変更増額が 400 万円程度、変更減額が 160 万円ほど。これを差し引きいたしまして請負率を掛けて、さらに消費税 1.05 を掛け合わせたものが、今回報告をさせていただいております 201 万 1,800 円でございます。

詳細をということですので、では、簡単に一つずつ順次ご説明をさせていただきます。

まず1点目、電気パイプスペース、EPSと言うそうですが、この位置を変更したことによる増額。

それから2点目には、これは冒頭にご説明させていただきましたが、土中に埋設していた鉄筋コンクリート造の擁壁を取り壊し、撤去処分した件。

それから3点目につきましては、尾張建設事務所からの指摘事項によりまして増額になった件。

それから、続いて学校要望により建具のガラスの仕様を変更した件。

続いて、学校要望によりまして男子トイレに電灯の追加をさせていただいた件。

続いて、これは冒頭に説明させていただきましたが、消火ボックスの追加の件。これも学校要望です。

さらに、昇降口の土間仕上げの変更。数量が設計の段階で誤謬がありましたので、この訂正に係る件。

それから、学校要望によりまして教員用の整理棚の変更。増設させていただいた件。

それから、手洗い水洗数の数の減。現場のおさまり都合で減額となった件。

それから、縦どいの養生管につきましては、これも冒頭に説明させていただきました減

額。

それから、渡り廊下の天井防水の変更。天井仕上げを不必要と判断し、取りやめた結果による減額。

続いて、エレベーターインターホンの数の脱漏があったということで、これの変更増。

木造校舎撤去跡の補修工事の追加。増額です。

それから、外灯の変更につきましては、これは屋内運動場の東南角、冒頭に説明させていただいた点の増額。

それから、外構解体工事の精査変更。樹木の処理量をマニフェストにより確認し、処分量を6トンからおよそ半分の3トンに変更させていただいたことによる減でございました。

以上です。

No.17 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

石橋敏明議員。

No.18 ○7番(石橋敏明議員)

今、聞かせていただきましたけど、まだ細部によって、もうちょっと細部があるんじゃないかなというふうな気もいたします。

それで、ちょっと調べさせていただいた中に、これは設計ミスであろうというような項目も多々見られます。そういったものも含めて、これもすべて市の負担でお支払いしなきゃいけないのかということについて、どういうふうに思われるでしょうか。

No.19 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.20 ○教育部長(野田 誠君)

ご指摘のように、設計の脱漏、設計の誤謬は事実としてございました。

設計の脱漏、誤謬につきましては、豊明市公共工事請負契約約款の定め第19条にのっとり、それを踏まえて、第20条 設計図書の変更ということがございますので、この規定にのっとり、粛々と手続をさせていただいたということでございます。

終わります。

No.21 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

ないようですので、これにて日程4を終わります。

日程5、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 64 号から議案第 79 号までの 16 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 64 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

竹原市民部長。

No.23 ○市民部長(竹原寿美雄君)

議案第 64 号 豊明市安心と安全な防犯まちづくり条例の制定についてご説明を申し上げます。

この案を提出するのは、市民が安心して安全に暮らせる犯罪のない明るい地域社会の実現に寄与する必要があるからでございます。

内容の説明をさせていただきますので、次のページをごらんをいただきたいと思っております。

第1条につきましては、この条例の目的を定めるものですが、犯罪の防止について市、それから市民、そして事業者、この三者のそれぞれの役割を明らかにするとともに、安心と安全な防犯まちづくりに関する施策の基本事項を定めることにより、市民が安心して安全に暮らせる犯罪のない明るい社会を実現することに寄与することを目的として規定したものでございます。

第2条は、用語の意義の規定でございます。

第3条につきましては、この条例の基本理念として、1として、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担い、相互に連携しながら一体となって取り組むこと。

2つ目として、三者が施策の推進について、犯罪が起きにくい環境の構築、保持をしていくこととしたものでございます。

第4条につきましては、市の役割。

続きまして第5条は、市民の役割。

続きまして第6条は、事業者の役割についてそれぞれ定めたものでございます。

第7条は、児童等の安全の確保について。1項及び第2項は、市の責務、第3項では、市と市民が連携しながら行う児童等の安全の確保に係る責務についての規定でございます。

第8条は、防犯モデル地区についての指定と、それから施策の実施について定めたものでございます。

第9条は、推進体制の整備について、総合的かつ計画的に推進するために体制の整備を行うというふうに規定したものでございます。

最後、第 10 条は、委任規定であります。

附則としましては、平成 21 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

以上で終わります。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 65 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.25 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、議案第 65 号を説明いたします。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてです。

この案を提出しますのは、豊明市地域公共交通会議を設置するため必要があるからであります。

改正条文の内容を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

改正は、「公共施設巡回バス検討委員会委員」から「地域公共交通会議委員」に改めるものですが、これまでひまわりバスの運行に関しては、公共施設巡回バス検討委員会で検討し、路線や料金の変更の必要があれば申請許可が必要でありましたが、今回の条例改正では、道路運送法の改正によりまして、これまでの公共施設巡回バス検討委員会を廃止し、法で定める者で構成しました地域公共交通会議を新たに設置いたします。

この会議では、市の公共交通施策の推進を図り、また当該会議で協議が整えば、許可等の処理期間の短縮や、運賃の認可は届出で済むなど、事務の簡素化が図られていくこととなりますので、今回の改正を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 21 年 1 月 1 日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 66 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.27 ○総務部長(山本末富君)

議案第 66 号 豊明市税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

今回の改正で市民に直接関係した点を中心に、また字句の訂正や条項の移動のみなど

内容の変更がない部分については、割愛をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の改正は、大きく申し上げますと3点ございます。机上に配付してございます資料No. 2のほうもご参照ください。

1点目といたしまして、個人住民税における寄附金税制の拡充。

2点目といたしまして、市税の延滞金の減免規定の追加。

3点目といたしまして、個人住民税、固定資産税の前納報奨金の廃止の3点でございます。

それでは、内容の説明を行いますので1枚はねてください。

まず1枚目の上から4行目の、第21条に1項を加える改正は、市民税、固定資産税、軽自動車税などを、納期限後にその税金を納めた場合の延滞金を、市長がやむを得ない理由があると認めた場合、減免することができることを規定した条文でございます。

ページの中ほどになりますが、第33条の7の追加の条文は、個人住民税における寄附金税制の拡充の規定の条文でございます。

主な事項として、1、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金等を寄附した場合、基本控除額は総所得金額の30%または5,000円を超えた金額のいずれか少ないほうから、市民税の6%を所得割税額から控除するもの。

2点目といたしまして、都道府県、市町村などに対する寄附、いわゆるふるさと納税の場合、先ほどの基本控除額に特例控除額を加算し、所得割税額から控除します。この場合、所得割の額を限度といたします。

次のページの(3)から(7)は、地方税法等の一部改正により、所得割の寄附金控除の対象となっている地域における住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、県、市町村が条例で定めることが追加され、愛知県内に主たる事務所を有する公益社団法人、公益財団法人で、財務大臣が指定されたもの。愛知県内に主たる事務所を有する公益の増進に著しく寄与する法人。主なものとして学校法人、社会福祉法人、更生保護法人など。もう一つ、愛知県内における主たる事務所を有するNPO法人等々の寄附の指定は、愛知県税条例の寄附の指定と同じでございます。愛知県下の大多数の市は、愛知県と歩調を合わせております。

また、都道府県、市区町村への寄附金、いわゆるふるさと納税の特例控除額は、寄附金の5,000円を超える部分について、基本控除額10%と所得割控除額を合わせて全額控除される計算になりますが、個人住民税、所得割の税額の10%が限度となります。

具体的な計算は、課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額が0円以上の場合、寄附金の額の5,000円を超える金額に、次のページ、3枚目の上段、所得税の税率表のランクに掲げる割合となります。

4枚目の上から4行目をごらんください。

第41条第2項、その下の第64条第2項を削る改正は、個人の住民税の普通徴収、固定

資産税の第1期の納期に全期分を納付した場合、3万円を限度として報奨金を交付する規定を削除するものでございます。

同じページの、今度は下から8行目にございますが、第7条の4を追加する条文は、寄附金税額控除の特例控除の特例としまして、総合所得に対する所得税が出ない人の場合で、分離課税所得を有する方の特例といたしまして、1、山林所得を有する方、2、退職所得を有する方、3、土地の譲渡に係る事業所得を有する方、4、土地の短期譲渡を有する方、5、配当分離課税所得、株の譲渡所得、土地の長期譲渡所得を有する方の寄附金の特例控除の計算方式を定めており、その額は、個人住民税の所得割の10%が限度となります。

5枚目をごらんください。5枚目の下から8行目の附則第8条第2項の改正から、7枚目の一番下の行の附則第20条の4第2号の改正までは、寄附金税額控除の追加による条ずれの改正でございます。

続きまして、今度は8枚目の下から9行目、豊明市税条例の一部を改正する条例の一部改正の第2条の第21条の改正は、本年6月に、平成21年10月から開始される、公的年金から市民税の特別徴収に係る税額を納期限後に納入する場合の延滞金を加える改正がされ、この改正の施行日は21年の4月1日であり、今回の第21条に新しく第2項を加える改正の施行日は公布の日からにより、今回の改正のほうが先に施行されるため、本年6月の改正規定をも改正するものでございます。

附則といたしまして、施行日は平成21年4月1日から。ただし、次の各号に掲げる規定は、そこに定められました日から施行するものでございます。

主なものといたしましては、最後のページ、(1)市税を納期限後に納付した場合の延滞金の減免規定は、公布の日から。

(2)個人市民税、固定資産税の前納報奨金の廃止は、平成22年の4月1日から。

個人の市民税に関する経過措置といたしまして主なものは、寄附金税額控除等の規定は、平成20年1月1日以後に支出する寄附金または金銭について適用されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第67号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.29 ○総務部長(山本末富君)

議案第67号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容説明を行いますので1枚はねてください。

附則第 16 の改正でございますけれども、参照条項でございます地方税法附則第 15 条第 59 項の関係法律、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の改正が、平成 20 年 10 月 1 日に施行されたための改正でございます。

附則といたしまして、施行日は公布の日からでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 68 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

濱島健康福祉部長。

No.31 ○健康福祉部長(濱島義和君)

議案第 68 号 豊明市母子家庭等医療費助成条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものがあります。

この案を提出いたしますのは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

まず、改正理由をご説明いたします。今回、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部改正に伴いまして、従来、生活保護の中で行われておりました中国残留邦人等の方々への医療給付が、この法律により行われることになりましたので、現行の条例における適用除外の規定に追加をし、改正をするものがあります。

本文であります。上から3行目ではありますが、第2条第2項中、第6号から第4号までを1号ずつ繰り下げまして、第3号、第3号と申しますのは、適用除外の中で生活保護法による保護を受けている者をあらわしております。第3号の次に次の1号を加えるものであります。

第4号、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条による支援給付を受けている者。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 20 年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 69 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
神谷健康福祉部次長。

No.33 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

議案第 69 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、後期高齢者医療被保険者の保険料について、延滞金の計算に係る改正をする必要があるからであります。

1枚おめくりください。

現行の条例におきましては、保険料の延滞金について額が 10 円以上となる場合に納付することとなっておりますが、他の市税、国保税、介護保険料などと同様に、延滞金を 1,000 円以上とするものであります。あわせまして、100 円未満の端数金額につきましても同様、切り捨てるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 20 年8月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 70 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
濱島健康福祉部長。

No.35 ○健康福祉部長(濱島義和君)

議案第 70 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

1枚おめくりください。

改正理由をご説明いたします。

先ほどの議案第 68 号と同様の内容、趣旨でありますので、割愛をさせていただきます。本文であります。上から3行目ですが、第4条中第4号と第3号を1号ずつ繰り下げ、第2

号の次に次の1号を加えるものであります。

(3)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条による支援給付を受けている者。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第71号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.37 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

議案第71号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、健康保険法施行令の一部改正に伴い必要があるからであります。

今回の改正内容は、出産育児一時金及び葬祭費の額を改正するものであります。

出産育児一時金につきまして、平成21年1月より産科医療保障制度が実施されることに伴いまして、その掛け金相当額3万円を現行の35万円に加算をするものであります。

葬祭費につきましては、平成18年10月に健康保険法施行令が改正されましたが、現在まで据え置いてまいりましたので、今回、施行令に基づき改正をするものであります。

それでは、1枚おめくりください。

まず、出産育児一時金であります。本文上から3行目、第5条第1項に次のただし書を加え、市長が健康保険法施行令の規定を勘案し、必要があると認めるときは、3万円を上限として加算をするものであります。

第5条第2項は、字句の改正であります。

次の第6条第1項は、葬祭費の額を6万円から5万円に改めるものであります。

附則といたしまして、施行期日。

この条例は、平成21年1月1日から施行するものであります。ただし、第6条第1項の葬祭費の改正につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

附則の2、適用区分であります。

改正後の条例の規定は、施行日以後の出産及び葬祭に適用するものであります。

以上で説明を終わります。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 72 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
畑中健康福祉部次長。

No.39 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

議案第 72 号 豊明市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。
豊明市介護保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。
この案を提出するのは、介護保険料の納付期日及び納付回数を変更することに伴い必要があるからでございます。
それでは、内容の説明を行いますので、次のページをごらんください。
改正理由をご説明申し上げます。
これは、普通徴収の暫定賦課を廃止して確定賦課のみとするためでございます。
条文のご説明をいたします。
第4条第1項は、普通徴収の納期を規定している条文でございますが、現在の隔月納期の6期を、7月から2月までの毎月納期の8期に変更するものでございます。
次に、同条第3項中「第3期」を、「最初」に字句訂正します。これは、納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数が生じた場合に、最初の第1期に合算する規定でございます。
次に、第6条及び第7条を削除いたします。これは、普通徴収の暫定賦課に関する条文でございます。
さらに、第8条を第6条とし、第9条から第 18 条までを2条ずつ繰り上げます。
附則としまして、平成 21 年4月1日から施行するものでございます。
以上で説明を終わります。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 73 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
竹原市民部長。

No.41 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、議案第 73 号 東部知多衛生組合同規約の一部改正についてご説明を申し上げます。
東部知多衛生組合同規約の一部を改正するに当たりまして、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
この案を提出するのは、組合議会の議員の定数を削減するため協議を求められたためでございます。
内容のご説明をしますので、次のページをお開きをいただきたいと思います。

第5条とありますが、この第5条は、議会の組織を規定したところでございますが、見出しの語句の修正と、行政改革の一環として、本文中の組合議会議員の定数を、現行の16人から4人減とし12人とします。

また、これに伴いまして組合市町ごとの定数を、4人から1人減として3人に改めるものでございます。

附則としましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で終わります。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第74号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.43 ○総務部長(山本末富君)

議案第74号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれに3億2,363万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ176億5,205万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明いたしますが、歳出は金額の多いものを中心にご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

ページ中ほどになりますが、3款1項1目の社会福祉総務費の社会福祉人件費の1,257万の増は、福祉部門の職員が2名増員となったためでございます。

次は、ページ一番下になりますが、介護保険特別会計繰出事業の中の事務費の繰出金1,079万4,000円の増は、これは介護保険の電算システムの改修に伴う一般会計からの繰出金でございます。

次のページ、13、14ページをお願いいたします。

3款1項3目の心身障害児者扶助事業の訓練等給付費、一番上段でございますが、568万1,000円の増は、障害者の就労訓練先に対しまして本市利用者分を支払うもので、利用者の増によるものでございます。

その下の地域生活支援費の925万5,000円の増は、外出ヘルパーや一時預かりの利用者の増によるものでございます。

次は、3款1項4目の福祉医療事業の福祉医療助成費の3,550万円の増は、65歳から74歳の医療費が当初の見込みを上回ったための増でございます。

次はその下、後期高齢者医療事業の医療療養給付費負担金の2,000万円の増でございますが、これは負担額の決定によるものでございます。

次は、その下になります。3款2項2目 保育人件費の1,257万円の減は、育児休暇による減でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

一番上段になります。保育事業の中の民間保育所等委託料1,803万7,000円の増は、園児の年齢などにより決められております保育単価がアップしたことによる増でございます。

次のページをお願いいたします。

4款 衛生費でございますが、清掃人件費の816万7,000円の増は、職員が2名増となったためでございます。

それから、6款1項4目の畜産事業の畜産振興対策事業財産処分返還金の216万につきましては、畜産農家廃業により、施設の利用目的の変更により補助金の返還が生じるものでございます。この分は、県のほうの補助金の返還分となります。

次のページ、19、20ページをお願いいたします。

中ほどでございますが、都市計画人件費1,841万2,000円の減は、職員数が3名減になったものでございます。

次は23、24ページをお願いいたします。

10款4項1目の社会教育人件費の754万2,000円は、職員の1名増によるものでございます。

次、13款1項1目 財政調整基金の積立金、今回、2億140万9,000円の増でございますが、今回の補正分で残った分を積み立てるものでございます。これにより、財政調整基金の残高は3億7,496万8,000円となります。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、ページは5ページ、6ページをお願いいたします。

8款1項1目1節の地方特例交付金の3,468万1,000円の増は、住宅ローン控除の減収分が特例交付金として補てんされるものでございます。

次に、8款3項1目の地方税等減収補てん臨時交付金、こちらの712万6,000円の増は、道路特定財源の自動車取得税と地方道路譲与税が本年の4月に1カ月切れた分の減収分を臨時交付金として補てんされるものでございます。

続きましてその下、13款1項1目 心身障害者福祉費負担金の中の障害者自立支援給付費等国庫負担金の284万円の増は、歳出の14ページのところでご説明いたしました心身障害者扶助事業の訓練等給付費568万1,000円に対する国庫の負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

13款2項1目1節の心身障害者福祉費補助金の中の地域生活支援事業費等補助金347万円の増は、同じく歳出の14ページの上から2行目の地域生活支援費925万5,000円に対する国庫補助金でございます。

続きましてその下、障害者の自立支援給付費等負担金142万円の増も、14ページの訓

練等給付費 568 万 1,000 円の、こちらのほうは県費の相当分でございます。

続きまして、14 款2項2目の心身障害者福祉費補助金の地域生活支援事業費等補助金 173 万 5,000 円の増は、同じく歳出 14 ページでございますけれども、地域生活支援費 925 万 5,000 円に対する県の補助金でございます。

その下の3節 福祉医療費補助金、福祉給付金支給事業補助金 375 万円の増、こちらのほうは、同じく歳出 14 ページの福祉医療助成費 3,550 万円に対する県費の補助金であり、その下の後期高齢者医療費支給事業事務費の補助金 61 万 6,000 円は、同じく歳出のほうの医療費審査支払委託料 123 万 4,000 円に対する県費の補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

18 款1項1目1節の繰越金、今回の2億 6,084 万 5,000 円の増は、19 年度の繰越金でございます、合計金額7億 2,135 万 7,000 円で全額となります。

続きまして、19 款 諸収入の中の4.の県公共補償金 433 万 7,000 円の増は、県道名古屋岡崎線の公共補償金でございます。

その下の雑入の地域保健活動助成金の 20 万円は、千代田健康開発事業団の「チヨダ地域保健推進賞」に応募し、採択されたものでございます。

次の畜産振興対策事業財産処分返還金の 261 万 1,000 円は、牛ふん堆肥処理施設を利用する畜産農家がなくなったため、県及び市から交付した補助金の残存部分の返還を受けるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

ここで、会議の途中でありますが、10 分間の休憩といたします。

午前11時2分休憩

午前11時13分再開

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第 75 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.46 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 75 号 平成 20 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億 2,376 万 5,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 62 億 9,986 万 5,000 円とするものであります。

歳出から主なものにつきましてご説明をいたしますので、予算書8ページ、9ページをごらんください。

1款 総務費であります。2項1目 賦課徴収費の電算関係委託料を302万 1,000円増額するものであります。これは、高齢者の方の負担増凍結に伴う高齢受給者証の更新等に係る電算委託料であります。

続きまして、2款 保険給付費であります。1項1目 一般被保険者療養給付費を4億 5,999 万 4,000 円、同じく3目 一般被保険者療養費を 1,134 万円、ともに退職被保険者からの移動に伴う一般被保険者数の増加により医療費の不足が見込まれますので、増額をするものであります。

続きまして 10 ページ、11 ページをごらんください。

一番上であります。一般被保険者高額療養費の 4,773 万 5,000 円、これも同じく一般被保険者数の増加に伴い増額をするものであります。

続きましてその下、出産育児一時金 90 万円の増額であります。これは、平成 21 年 1 月より出産育児一時金の額が改定されることに伴い、30 人分を増額するものであります。

その下、3款 後期高齢者支援金を 556 万 2,000 円増額するものであります。これは、支払基金より額の確定通知がありましたので、不足額を計上するものであります。

続きまして 12 ページ、13 ページをごらんください。

2つ目の表であります。5款 老人保健医療費拠出金 3,696 万 9,000 円の増額につきましても、同じく支払基金より額の確定通知がありましたので、不足額を計上するものであります。

続きまして 14 ページ、15 ページをごらんください。

6款 介護納付金を 4,343 万 3,000 円減額するものであります。同じく支払基金からの額の確定通知により減額をするものであります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので補正予算書4ページ、5ページをごらんください。

2款 国庫支出金、1項1目 療養給付費等負担金を総額1億 6,916 万 2,000 円増額するものであります。これは、歳出に計上いたしました療養給付費等の約 34%相当額が国から交付をされますので、これを計上いたしましたものでございます。

続きまして、4款 前期高齢者交付金を3億 2,451 万円増額するものであります。これは、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の人数に応じて、保険者間での費用負担調整をするために交付される交付金であります。支払基金より額の確定通知がありましたので、不足額を増額するものであります。

続きまして5款 県支出金、2項2目 財政調整交付金を総額 2,985 万 3,000 円増額する

ものでありますが、これも、歳出に計上いたしました療養給付費等の約6%相当額が県から交付をされるものであります。

続きまして6ページ、7ページをごらんください。

8款 繰入金の出産育児一時金等繰入金を60万円増額するものでありますが、これは、歳出に計上いたしました出産育児一時金の3分の2相当額を一般会計より繰り入れるものであります。

続きまして、9款 繰越金を計36万円減額するものであります。19年度からの繰越額が確定をいたしましたので、予算額との差額を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第76号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部次長。

No.48 ○経済建設部次長(三治金行君)

それでは、議案第76号 平成20年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明をいたします。

1枚お開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,368万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,358万5,000円とするものでございます。

歳出を説明いたしますので7ページ、8ページをお開きください。

1款 総務費、総務管理費、1目の一般管理費でございます。消費税及び地方消費税395万8,000円を増ですが、確定申告によりまして納税額が確定しましたので、その不足する分を増額するものでございます。

4款 公債費、1目 元金でございます。長期債元金1億1,972万7,000円増額でございますが、これは、国の公的資金補償金免除繰上償還によりまして繰り上げの償還を行うものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。

5款 繰越金、1目 繰越金でございます。1,768万5,000円につきましては、前年度からの繰り越しであります。

7款 市債、1目 下水道事業債でございます。1億600万円は、繰上償還によりまして新たな借り上げをするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正の追加であります。

下水道使用料調定収入の管理システムプログラムの変更委託事業であります。期間につきましては、平成20年度から21年度。限度額といたしまして505万7,000円でございます。

次に、第3表でございます。地方債補正の変更であります。

下水道事業借換債、限度額2億6,200万円を3億6,800万円にするものでございます。利率、償還方法につきましては、変わりはありません。

説明を終わります。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第77号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部次長。

No.50 ○経済建設部次長(三冶金行君)

議案第77号 平成20年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)のご説明をいたします。

1枚おめくりください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ186万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,756万9,000円にするものでございます。

歳出を説明いたしますので7ページ、8ページをお開きください。

1款 総務費、総務管理費、1目の一般管理費でございます。これは、人事異動によります増額でございます。

2款 家庭排水施設事業費、1目 維持管理費でございますが、これは、財源の振りかえでございます。

次に、歳入を説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。

5款 繰越金、1目 繰越金でございます。36万9,000円につきましては、前年度からの繰り越しであります。

7款 市債、1目 資源循環統合補助事業債でございます。150万円につきましては、財源の振りかえによるものでございます。

4ページをお開きください。

第2表でございます。地方債補正の変更であります。

資源循環統合補助事業でございます。限度額1,740万円を1,890万円にするものでございます。利率、償還方法については変わりはありません。

説明を終わります。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 78 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
畑中健康福祉部次長。

No.52 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

議案第 78 号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算書(第2号)についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,595 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 7,213 万 5,000 円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので8、9ページをお開きください。

1款1項1目 一般管理費 1,097 万 2,000 円の増につきましては、介護保険の人件費 311 万 8,000 円、これは特会の人件費が 12 名から 13 名の1名増えた要因でございます。並びに、電算関係委託料 785 万 4,000 円、これにつきましては、制度改正に伴いますシステム改修費でございます。

続いて、1款3項1目 介護認定審査会費 294 万円の増につきましては、これも同じく来年度からの制度改正に伴います認定支援システムの改修費、電算関係委託料でございます。

10、11 ページをお開きください。

2款2項7目 介護予防サービス計画給付費 116 万 1,000 円の増につきましては、これは要支援認定者が増加したものによる原因でございます。介護予防サービス計画給付費でございます。

4款2項1目 介護予防ケアマネジメント事業費 88 万 3,000 円の増につきましては、これも要支援認定者が増加したことにより、居宅支援事業者へのケアプランの作成委託料が増加した理由でございます。介護予防サービス計画作成業務委託料でございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので4、5ページをごらんください。

3款1項1目 介護給付費負担金 23 万 3,000 円の増につきまして、これは、先ほどの歳出の保険給付費 116 万 1,000 円に対します国負担分の法定給付分でございます。

次の4款1項1目 介護給付費交付金 36 万円の増につきましても、これは支払基金からの法定給付分でございます。

5款1項1目 介護給付費負担金 14 万 5,000 円の増につきましては、これも同じく県からの法定給付分、12.5%でございます。

6、7ページをお開きください。

7款 繰入金、1項1目 介護給付費繰入金 14 万 5,000 円の増につきましては、これも同じく先ほどの 116 万 1,000 円の市負担分の 12.5%でございます。

4目 その他一般会計繰入金 1,391万2,000円の増につきましては、職員給与費等繰入金の311万8,000円と、制度改正に伴いますシステム改修費でございますが、事務費繰入金1,079万4,000円でございます。

最後、9款の諸収入でございますが、3項3目 雑入 116万1,000円の増につきましては、これは要支援プラン作成料に対します国保連合会からの収入でございます。

以上で説明を終わります。

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第79号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.54 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第79号 平成20年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546万円を追加しまして、歳入歳出それぞれ5億3,306万円とするものであります。

歳出のほうからご説明をいたしますので、予算書6ページ、7ページをごらんください。

1款 総務費、2項1目 徴収費の電算関係委託料を546万円増額するものであります。これは、後期高齢者医療制度における保険料の軽減対策等に係るシステム改修費であります。内容は、平成21年度に向けての保険料の均等割の9割軽減、それから所得割の5割軽減等、全6項目にわたる改修であります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、補正予算書4ページ、5ページをごらんください。

2款 繰入金、1項1目 事務費繰入金を273万円増額するものでありますが、これは、歳出に計上いたしました電算のシステム改修費に対する2分の1の市負担分であります。

続きましてその下、4款 国庫支出金、1項1目 国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を273万円増額するものであります。これも同じく、歳出に計上いたしましたシステム改修費の2分の1相当額が国から補助をされるものであります。

以上で説明を終わります。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

以上で日程5を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、請願第3号から請願第5号までの3件の請願が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、こ

れにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第3号から請願第5号までを日程に追加し、一括議題といたします。

事務局長をして請願文書表を朗読させます。

神谷議会事務局長。

No.57 ○議会事務局長(神谷清貴君)

朗読いたします。

平成 20 年豊明市議会第4回定例会請願文書表

平成 20 年 11 月 28 日

受 理 番 号
3

受理年月日 平成 20 年 10 月 21 日

件 名 介護職員の人材確保の意見書採択を求める請願

請 願 者 名古屋市熱田区沢下町9番3号 労働会館 403 号

愛知県医療介護福祉労働組合連合会

執行委 員長 鈴木 弘之

名古屋市熱田区沢下町9番3号 労働会館 303 号

愛知県民主医療機関連合会

会 長 矢崎 正一

名古屋市北区柳原3-7-8号

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

執行委 員長 梅野 敏基

- 請 願 項 目
- 1 全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の是正、労働環境の整備など介護従事者の処遇改善の総合的などりくみをすすめること。
 - 2 介護職員の人材確保に必要とされるよう介護報酬のあり方を見直

し、適正な報酬体系を確立すること。

紹介議員

前山美恵子議員

次に、

受理番号

4

受理年月日

平成 20 年 10 月 31 日

件名

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

請願者

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階 301 号

愛知県自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋

請願の要旨

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいつそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しが見直しが実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめるようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。(以下、請願事項 略)

紹介議員

前山美恵子議員

次に、

受理番号

5

受理年月日

平成 20 年 11 月 11 日

件名

中部地方整備局の事務所・出張所の存続と地方分権改革推進委員会の第2次勧告に向けて地方分権改革に係る慎重な審議を求める請願

請願者

名古屋市東区大幸南1丁目1番 15号

国土交通省全建設労働組合中技支部

支部長 宇野 利幸

請願項目

- 1 地域住民の生命と財産を守る公共事業推進のため、名古屋国道事務所、中部技術事務所及び関係出張所を存続させること。
- 2 公共事業費の予算配分を防災や生活関連へ重点配分するとともに、1に掲げる機関の組織を災害時の迅速・適切な対応が執れる体制に拡充すること。
- 3 国民の安全・安心な生活のための社会資本整備が国の基本的責務であることを踏まえ、地方分権改革推進本部の第2次勧告に向けた地方分権改革推進委員会等における審議を慎重に行うこと。

紹介議員

前山美恵子議員

以上でございます。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

請願第3号から請願第5号までの3件の請願の趣旨を、紹介議員の前山美恵子議員より登壇にて説明願います。

No.59 ○13番(前山美恵子議員)

では、請願第3号から紹介議員より趣旨説明をいたします。

介護職員の人材確保の意見書採択を求める請願について、まず説明いたします。

私たちは、だれもが年齢を重ね、高齢者になったとき、安心して老後を送りたいと思うのはだれしも同じではないでしょうか。ところが、介護保険制度が福祉現場に事業経営と人材確保難をもたらしていることは、周知のことと思います。

このほど、21世紀の老人福祉の向上を目指す施設連絡会が、全国の老人ホームの施設長を対象に調査をしたところ、施設がおかれている深刻な人手不足の実態が浮き彫りになっています。離職者が増え、職員が集まらなくなっている介護施設があらわになっているということです。

既に職員の不足のため、介護報酬の減算や定員の一部閉鎖を余儀なくされているとした施設が3%ありました。このままでは、2~3年後には減算や定員一部閉鎖が危惧される施設は12.8%で、将来不安という68.4%を合わせると、約8割にのぼります。

職員が確保できない理由として、給与賃金が低い、仕事がきつくて体力に自信がない、非正規職員だからとのことでした。

こうしたもとの、94%の施設長が、職員にまともな給与賃金を保障できるように介護報酬を引き上げることが必要だと述べられています。

ところで国は、来年度、介護報酬を3%引き上げる方針を示しましたが、現実には、大きな赤字を抱えている施設や事業所も多く、これだけでは焼け石に水であります。介護職員が介護の専門家として担う仕事に見合った給与等、根本的な改善が求められます。

今後、高齢者が増加してくることから、介護職員の大幅な増加が必要となってきます。介護職員が誇りと自信を持って働くことができるよう、国に意見書を提出していただきたいと思っておりますので、この請願について採択をお願いするものです。

次に、請願第4号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書の説明をいたします。

この請願は、愛知県の全自治体に社会保障の拡充を求めて要請活動をしている愛知自治体キャラバン実行委員会から提出をされました。

この毎年出される請願を議論していただきますが、いつも、財政難の中、財源をどうするんだという議論がされますが、本市の厳しい財政状況をつくり出したのは、まず国の三位一体の改革など、地方切り捨ての政策の影響によるものと考えます。

国は、財政赤字のために社会保障費を削減しなければならないとして、2002年以降、社会保障予算の自然増を毎年2,200億円削減をし続け、2008年までに1兆6,200億円も削ってきました。これだけでも復活をさせると、障害者の負担増を撤回させることができ、さらに介護保険料の減免や国保税の引き下げ、後期高齢者医療制度の廃止をする財源に充てることができます。

ところで、社会保障費に充てる財源について申し上げますと、1つは、年間5兆円にのぼる軍事費、約2,500億円の思いやり予算、320億円の政党助成金などのむだ遣いを改めるべきです。

2つ目には、好調な伸びを続けてきた大企業、資産家への年間7兆円もの減税を改めることです。例えば、証券優遇税制が今、継続をされておりますが、上場株式等の譲渡益、配当に対する税金は、2002年までは26%でしたが、これが20%になり、2003年からは10%にしました。これをさらに延長するとしています。減税額は2008年に1兆円規模です。この優遇税制で申告所得100億円を超える高額者10人に183億円もの減税がされているという驚くべきことも浮き彫りになっています。

このような不公平な仕組みが続けられていながら、その一方で貧困が拡大されているというのが、今の現状です。

病気や失業、倒産など、生活が苦しくなったとき、高過ぎる保険料が払えず、医療や介護が受けられなくなったとき、頼りになるのが社会保障制度であるはずですが、ところが今の日本は、何かといえば自己責任をとれと言われ、低所得者や社会的弱者が真っ先に社会

保障制度から排除されているのが現状です。社会保障自体が貧困と格差に追い打ちをかけていると思われます。

今、住民の暮らしを支え、命と健康を守るべき社会保障が、生活苦や将来不安を増大させるようではなりません。

そこで、請願の中に訴えられている市民の切実な要求項目を前進させていただき、だれもが安心して暮らせるまちづくりをつくっていきたいと考えますので、議員各位の丁寧なご審議をしていただき、採択をお願いするものです。

続いて、請願第5号 中部地方整備局の事務所・出張所の存続と地方分権改革推進委員会の第2次勧告に向けて地方分権改革に係る慎重な審議を求める請願書について説明を申し上げます。

この請願では、道州制と関係がありますので、その説明から入ります。

2007年3月に、日本経団連が道州制に向けた第1次提言を発表しました。同年5月に経済財政諮問会議が国の出先機関の大胆な見直しを提起し、続いて地方分権改革推進委員会が、地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方を発表し、さらに2008年、日本経団連の道州制の導入に向けた第2次提言が続き、骨太方針2008年においても、道州制の本格的な導入に向けた道州制ビジョンの策定が求められました。

この経緯からわかりますように、道州制に向けた動きがかなり加速をされております。

道州制論は、広域自治体として現在の都道府県にかえて道または州を置き、地方公共団体は道州及び市町村の2層化とし、国と地方の役割分担の見直しを迫るものです。そして、国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政に関しては広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像が提案されています。

これは、国の予算配分を外交、安全保障、マクロ経済など、国家意志として重要なものに限定して集中させる一方で、地方及び広域自治体には、地方分権と称して公共事業、身近な防災対策、環境整備、公共施設の維持管理などを押しつけることにするものです。

この構図が根底にあることをお伝えしておきます。

今回の請願について説明をしますと、国土交通省の地方整備局の原則廃止を、これは麻生首相が打ち出し、後で統廃合と語るなど、一貫してはおりませんが、とにかく打ち出しました。

中部地方整備局は、39の事業所や管理所に2,674名の職員が、大型の道路や河川、ダムなどの維持管理、災害発生時の復旧活動の仕事をしています。

豊明市に関することでは、国道1号線、これは1日交通量が2万台あります。それから23号線、これも1日交通量は11万台あります。

この23号線などの整備や維持管理などに携わっています。事務の性質からいって、高度な技術力や専門的な能力を必要とすることから、地方や広域自治体で処理することが適切ではない所管であると言えます。

そして、地方整備局が実施している社会資本整備は、住民の安全・安心を守ることに欠

かすことができない行政サービスであり、国の責任で実施をさせていくことが必要であり、中部地方整備局を廃止、統廃合して財源の小さな広域自治体などに移管することは、重大な問題であると考えます。

ところで、現在進められようとしている地方分権の内容が明らかになるにつれ、地方自治体の主張などから、防災上の安全性確保の面でも国が管理し続けるべきであり、安易に移管を受けるべきではないとの批判の声も相次いでいるそうです。

それもそのはずです。分権の名のもとに、この間、市町村に移管された多くの事務事業が、人員や財政面での保障がないということか、それから削られているからであります。

そのこともあり、存続を求める請願が多くの自治体で採択をされています。

本市でも、住民の安心・安全にかかわる大きな問題でもありますので、この請願の趣旨をお酌み取りいただき、採択をされるようお願いをするものです。

以上、説明を終わります。

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

豊明市議会会議規則第 134 条第 1 項の規定により、請願第 3 号及び請願第 4 号を厚生常任委員会に、請願第 5 号を経済建設常任委員会に付託いたします。

さらに、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして議員派遣の件を朗読させます。

神谷議会事務局長。

No.62 ○議会事務局長(神谷清貴君)

朗読いたします。

議員派遣の件

平成 20 年 11 月 28 日

豊明市議会会議規則第 159 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

豊明市・日進市議会議員合同研修会

- (1) 派遣目的 地方議会の権限と議会運営に関する研修
- (2) 派遣場所 愛知県日進市

(3)派遣期日 平成 21 年1月 22 日

(4)派遣議員 議員全員

以上でございます。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

ただいま議題となっております豊明市・日進市議会議員合同研修会への議員派遣については、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

豊明市・日進市議会議員合同研修会への議員派遣については、豊明市議会会議規則第 159 条の規定により実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元の資料のとおり実施することに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣につきましては、その後の情勢の変化等により変更を生じた場合には、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました議員派遣について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任と決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明 11 月 29 日から 12 月 1 日までの3日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明 11 月 29 日から 12 月 1 日までの3日間を休会とすることに決しました。

12月2日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。
長時間ご苦労さまでした。

午前11時51分散会

copyright(c) Toyoake City.